

大和市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年6月29日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第55号

大和市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大和市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則（平成27年大和市規則第58号）の一部を次のように改正する。

第5条の次に次の1条を加える。

第5条の2 条例別表第1の3の2の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条の地域生活支援事業（同条第1項第6号に掲げる事業に限る。）の実施に関する事務
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条の地域生活支援事業（同条第1項第8号に掲げる事業に限る。）の実施に関する事務
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条の地域生活支援事業（同条第3項に掲げる事業に限る。）の実施に関する事務

第6条第4号の次に次の1号を加える。

- (4)の2 生活保護法第29条第1項の資料の提供等の求めに関する事務

第6条の次に次の4条を加える。

第6条の2 条例別表第1の4の2の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 大和市障害者福祉手当に関する条例（昭和41年大和市条例第25号）第3条の手当の支給制限に関する事務
- (2) 大和市障害者福祉手当に関する条例第5条の申請及び決定に係る事実についての審査に関する事務
- (3) 大和市障害者福祉手当に関する条例第7条の手当の返還に関する事務

第6条の3 条例別表第1の4の3の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 大和市心身障害者医療費助成条例（昭和47年大和市条例第41号）第3条の医療費の助成に関する事務（大和市寡婦（夫）控除のみなし適用に関する規則（平成27年大和市

規則第39号)によるみなし適用を受ける場合を含む。)

- (2) 大和市心身障害者医療費助成条例第5条の医療証の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務(大和市寡婦(夫)控除のみなし適用に関する規則によるみなし適用を受ける場合を含む。)
- (3) 大和市心身障害者医療費助成条例第9条の医療費の返還に関する事務(大和市寡婦(夫)控除のみなし適用に関する規則によるみなし適用を受ける場合を含む。)

第6条の4 条例別表第1の4の4の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 大和市ひとり親家庭等医療費助成条例(平成3年大和市条例第26号)第5条の医療費の助成に関する事務
- (2) 大和市ひとり親家庭等医療費助成条例第6条の医療証の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (3) 大和市ひとり親家庭等医療費助成条例第8条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
- (4) 大和市ひとり親家庭等医療費助成条例第9条の助成費の返還に関する事務

第6条の5 条例別表第1の4の5の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 大和小児医療費助成条例(平成7年大和市条例第13号)第4条の医療費の助成に関する事務(大和市寡婦(夫)控除のみなし適用に関する規則によるみなし適用を受ける場合を含む。)
- (2) 大和小児医療費助成条例第6条の医療証の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務(大和市寡婦(夫)控除のみなし適用に関する規則によるみなし適用を受ける場合を含む。)
- (3) 大和小児医療費助成条例第7条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務(大和市寡婦(夫)控除のみなし適用に関する規則によるみなし適用を受ける場合を含む。)
- (4) 大和小児医療費助成条例第9条の助成費の返還に関する事務(大和市寡婦(夫)控除のみなし適用に関する規則によるみなし適用を受ける場合を含む。)

第7条中「事務は」の次に「、番号法別表第1に掲げる事務のうち」を加え、「(平成27年大和市規則第39号)」を削り、同条第4号の次に次の1号を加える。

- (4)の2 前号に掲げるもののほか、児童福祉法第22条第1項の助産施設における助産の実施に関する事務

第7条第5号の次に次の1号を加える。

(5)の2 前号に掲げるもののほか、児童福祉法第23条第1項の母子生活支援施設における保護の実施に関する事務

第7条第7号の次に次の1号を加える。

(7)の2 前号に掲げるもののほか、母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条の給付金の支給に関する事務

第7条第8号を次のように改める。

(8) 削除

第7条第8号の次に次の3号を加える。

(8)の2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第12条の資料の提供等の求めに関する事務

(8)の3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第20条第1項の支給決定若しくは同法第53条の支給認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

(8)の4 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による受給者証又は自立支援医療受給者証に関する事務

第7条第9号中「変更」の次に「又は同法第56条第2項の支給認定の変更」を加え、同条第10号及び第11号を次のように改める。

(10) 削除

(11) 削除

第7条第11号の次に次の3号を加える。

(11)の2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第25条第1項の支給決定の取消し又は同法第57条第1項の支給認定の取消しに関する事務

(11)の3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第15条若しくは第32条の申請内容の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

(11)の4 前各号に掲げるもののほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付の支給に関する事務

第8条中「関する事務」の次に「（大和市寡婦（夫）控除のみなし適用に関する規則によるみなし適用を受ける場合を含む。）」を加える。

第9条第1号中オをカとし、エをオとし、ウの次に次のように加える。

エ 当該申請に係る障害児の保護者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和

39年法律第134号)第3条第1項の特別児童扶養手当の支給に関する情報
第9条第1号の次に次の2号を加える。

(1)の2 児童福祉法第21条の5の6第1項の通所給付決定の申請の受理、その申請に係る
事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請に係る障害児に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交
付及びその障害の程度に関する情報

イ 当該申請に係る障害児に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1
項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

ウ 当該申請に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活保
護実施関係情報

エ 当該申請に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る道府県
民税又は市町村民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報

オ 当該申請に係る障害児の保護者に係る児童扶養手当法第4条第1項の児童扶養手当の
支給に関する情報

カ 当該申請に係る障害児の保護者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条
第1項の特別児童扶養手当の支給に関する情報

キ 当該申請に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る中国残
留邦人等支援給付実施関係情報(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国し
た中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。
以下「中国残留邦人等支援法」という。)第15条第1項の配偶者支援金の支給の実施
又は平成25年改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた
旧法第14条第1項の支援給付、平成25年改正法附則第2条第2項の規定によりなお
従前の例によることとされた旧法第14条第3項の支援給付、平成25年改正法附則第
2条第3項の支援給付若しくは平成25年改正法附則第3条第1項の配偶者支援金の支
給の実施に関する情報を含む。以下同じ。)

ク 当該申請に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る外国人
生活保護措置実施関係情報

ケ 当該申請に係る障害児の保護者に係る大和市寡婦(夫)控除のみなし適用に関する規
則によるのみなし適用の対象となる児童福祉法第21条の5の6第1項の通所給付決定の
申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する情
報

(1)の3 児童福祉法による通所受給者証に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該通所受給者証に係る障害児に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

イ 当該通所受給者証に係る障害児に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

ウ 当該通所受給者証に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報

エ 当該通所受給者証に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る道府県民税又は市町村民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報

オ 当該通所受給者証に係る障害児の保護者に係る児童扶養手当法第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報

カ 当該通所受給者証に係る障害児の保護者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条第1項の特別児童扶養手当の支給に関する情報

キ 当該通所受給者証に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

ク 当該通所受給者証に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護措置実施関係情報

ケ 当該通所受給者証に係る障害児の保護者に係る大和市寡婦（夫）控除のみなし適用に関する規則によるみなし適用の対象となる児童福祉法による通所受給者証に関する情報

第9条第2号中カをキとし、オをカとし、エの次に次のように加える。

オ 当該変更に係る障害児の保護者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条第1項の特別児童扶養手当の支給に関する情報

第9条第2号の次に次の1号を加える。

(2)の2 児童福祉法第21条の5の9第1項の通所給付決定の取消しに関する事務 次に掲げる情報

ア 当該取消しに係る障害児に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

イ 当該取消しに係る障害児に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

ウ 当該取消しに係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報

エ 当該取消しに係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る道府県民税又は市町村民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報

オ 当該取消しに係る障害児の保護者に係る児童扶養手当法第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報

カ 当該取消しに係る障害児の保護者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条第1項の特別児童扶養手当の支給に関する情報

キ 当該取消しに係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

ク 当該取消しに係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護措置実施関係情報

ケ 当該取消しに係る障害児の保護者に係る大和市寡婦（夫）控除のみなし適用に関する規則によるのみなし適用の対象となる児童福祉法第21条の5の9第1項の通所給付決定の取消しに関する情報

第9条第3号中クをケとし、キをクとし、カをキとし、オの次に次のように加える。

カ 当該申請に係る障害児の保護者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条第1項の特別児童扶養手当の支給に関する情報

第9条第4号中カをキとし、オをカとし、エの次に次のように加える。

オ 当該サービスが提供される障害児の扶養義務者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条第1項の特別児童扶養手当の支給に関する情報

第9条第4号の次に次の2号を加える。

(4)の2 児童福祉法第24条第3項の調整又は要請に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該調整又は要請に係る保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

イ 当該調整又は要請に係る保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

ウ 当該調整又は要請に係る保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報

エ 当該調整又は要請に係る保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る道府県民税又は市町村民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報

オ 当該調整又は要請に係る保護者に係る児童扶養手当法第4条第1項の児童扶養手当の

支給に関する情報

カ 当該調整又は要請に係る保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条第1項の特別児童扶養手当の支給に関する情報

キ 当該調整又は要請に係る保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

ク 当該調整又は要請に係る保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条第1項の支給認定、同法第23条第1項の支給認定の変更の認定若しくは同条第4項の職権による支給認定の変更の認定又は同法第24条第1項の支給認定の取消しに関する情報

ケ 当該調整又は要請に係る保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護措置実施関係情報

コ 当該調整又は要請に係る保護者に係る大和市ひとり親家庭等医療費助成条例第6条の医療証の交付に関する情報

(4)の3 児童福祉法第24条第4項から第6項までの措置に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該措置に係る保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

イ 当該措置に係る保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

ウ 当該措置に係る保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報

エ 当該措置に係る保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る道府県民税又は市町村民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報

オ 当該措置に係る保護者に係る児童扶養手当法第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報

カ 当該措置に係る保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条第1項の特別児童扶養手当の支給に関する情報

キ 当該措置に係る保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

ク 当該措置に係る保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る子ども・子育て支援法第20条第1項の支給認定、同法第23条第1項の支給認定の変更の認定若しく

は同条第4項の職権による支給認定の変更の認定又は同法第24条第1項の支給認定の取消しに関する情報

ケ 当該措置に係る保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護措置実施関係情報

コ 当該措置に係る保護者に係る大和市ひとり親家庭等医療費助成条例第6条の医療証の交付に関する情報

第9条第5号に次のように加える。

ウ 当該申請に係る障害児の保護者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条第1項の特別児童扶養手当の支給に関する情報

第9条第6号中カをキとし、オをカとし、エをオとし、ウの次に次のように加える。

エ 児童福祉法第21条の6の障害福祉サービスが提供される障害児の扶養義務者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条第1項の特別児童扶養手当の支給に関する情報

第9条に次の2号を加える。

(8) 児童福祉法第56条第3項の費用の徴収に関する事務 次に掲げる情報

ア 児童福祉法第24条第5項若しくは第6項の措置に係る保護者又は当該保護者の扶養義務者に係る地方自治法第231条の3の使用料（下水道使用料に限る。）の督促、滞納処分等に関する情報

イ 児童福祉法第24条第5項若しくは第6項の措置に係る保護者又は当該保護者の扶養義務者に係る生活保護実施関係情報

ウ 児童福祉法第24条第5項若しくは第6項の措置に係る保護者又は当該保護者の扶養義務者に係る道府県民税又は市町村税（地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号（個人に係るものに限るものとし、特別区が同法第1条第2項の規定によって課する同号に掲げる税を含む。）から第3号まで並びに同条第6項第1号及び第5号に掲げる市町村税をいう。以下同じ。）の督促、滞納処分その他の徴収に関する情報

エ 児童福祉法第24条第5項若しくは第6項の措置に係る保護者又は当該保護者の扶養義務者に係る都市計画法第75条の規定により算出した下水道事業受益者負担金の額若しくはその算出の基礎となる事項又は督促、滞納処分その他の徴収に関する情報

オ 児童福祉法第24条第5項若しくは第6項の措置に係る保護者又は当該保護者の扶養義務者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

カ 児童福祉法第24条第5項若しくは第6項の措置に係る保護者又は当該保護者の扶養

義務者に係る子ども・子育て支援法第20条第1項の支給認定、同法第23条第1項の支給認定の変更の認定若しくは同条第4項の職権による支給認定の変更の認定又は同法第24条第1項の支給認定の取消しに関する情報

キ 児童福祉法第24条第5項若しくは第6項の措置に係る保護者又は当該保護者の扶養義務者に係る外国人生活保護措置実施関係情報

(9) 児童福祉法第57条の4第1項の資料の提供等の求めに関する事務 次に掲げる情報

ア 当該資料の提供等の求めに係る障害児の保護者又は当該資料の提供等の求めに係る障害児の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報

イ 当該資料の提供等の求めに係る障害児の保護者又は当該資料の提供等の求めに係る障害児の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者に係る道府県民税、市町村民税、固定資産税（地方税法第5条第2項第2号に掲げる固定資産税をいう。以下同じ。）又は都市計画税（同法第5条第6項第1号に掲げる都市計画税をいう。以下同じ。）の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報

第10条第1号中「審査」の次に「又は助産の実施の解除」を加え、同号ア中「当該申込みを行う者」を「児童福祉法第22条第1項の助産施設における助産の実施に係る妊産婦（以下この号において「助産妊産婦」という。）又は当該助産妊産婦と同一の世帯に属する者」に改め、同号イからエまでの規定中「当該申込みを行う者又は当該者」を「助産妊産婦又は当該助産妊産婦」に改め、同号オ中「当該申込みを行う者」を「助産妊産婦」に改め、同号カ及びキ中「当該申込みを行う者又は当該者」を「助産妊産婦又は当該助産妊産婦」に改め、同号ク及びケ中「当該申込みを行う者」を「助産妊産婦」に改め、同条第2号中「審査」の次に「又は母子保護の実施の解除」を加え、同号ア中「当該申込みを行う者」を「児童福祉法第23条第1項の母子生活支援施設における保護を受ける児童（以下この号において「保護児童」という。）の保護者」に改め、同号イからカまでの規定中「当該申込みを行う者又は当該者」を「保護児童の保護者又は当該保護者」に改め、同号キ中「当該申込みを行う者」を「保護児童の保護者」に改め、同号ク及びケ中「当該申込みを行う者又は当該者」を「保護児童の保護者又は当該保護者」に改め、同号コ及びサ中「当該申込みを行う者」を「保護児童の保護者」に改める。

第11条第3号イ中「（昭和39年法律第134号）」を削り、同条第4号中オをカとし、エをオとし、ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 当該届出等に係る予防接種を受けた者に係る国民年金法（昭和34年法律第141号）第30条の4の障害基礎年金の支給に関する情報

第11条第5号中オをカとし、エをオとし、ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 当該請求に係る予防接種を受けた者に係る国民年金法第30条の4の障害基礎年金の支給に関する情報

第11条第7号に次のように加える。

ウ 当該請求に係る予防接種を受けた者に係る国民年金法第30条の4の障害基礎年金の支給に関する情報

第11条第8号に次のように加える。

ウ 当該届出等に係る予防接種を受けた者に係る国民年金法第30条の4の障害基礎年金の支給に関する情報

第14条第1号中「(昭和25年法律第226号)」を削り、同条第8号中イをエとし、アをウとし、同号にア及びイとして次のように加える。

ア 国民健康保険法第5条又は第116条の2第1項若しくは第2項の被保険者に係る身体障害者福祉法第18条第2項の障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報

イ 国民健康保険法第5条又は第116条の2第1項若しくは第2項の被保険者に係る知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第16条第1項第2号の障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報

第15条第5号ア中「(地方税法第5条第2項第1号(個人に係るものに限るものとし、特別区が同法第1条第2項の規定によって課する同号に掲げる税を含む。))から第3号まで並びに同条第6項第1号及び第5号に掲げる市町村税をいう。以下同じ。)」を削る。

第16条中「学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第24条の援助の対象となる者の認定に関する」を「次の各号に掲げる」に、「同法第24条の保護者に係る学校教育法第19条の援助の実施に関する」を「当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第24条の援助の対象となる者の認定に関する事務 同条の保護者に係る学校教育法第19条の援助の実施に関する情報

(2) 学校保健安全法第24条の医療に要する費用の支給に関する事務 同条の保護者に係る学校教育法第19条の援助の実施に関する情報

第18条第6号中「前号に掲げる情報」を「当該申請を行う者に係る道府県民税又は市町村税の徴収に関する情報」に改め、同条第8号の次に次の1号を加える。

(8)の2 国民健康保険法第82条第1項の保健事業の実施に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該保健事業の対象となる被保険者に係る生活保護実施関係情報

イ 当該保健事業の対象となる被保険者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る道府県民税又は市町村民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報

ウ 当該保健事業の対象となる被保険者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る道府県民税又は市町村税の徴収に関する情報

エ 当該保健事業の対象となる被保険者に係る児童扶養手当法第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報

オ 当該保健事業の対象となる被保険者に係る児童手当法第8条第1項（同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。）の児童手当又は特例給付（同法附則第2条第1項の給付をいう。）の支給に関する情報

カ 当該保健事業の対象となる被保険者に係る高齢者の医療の確保に関する法律第50条又は第55条第1項若しくは第2項の被保険者の資格に関する情報

キ 当該保健事業の対象となる被保険者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

ク 当該保健事業の対象となる被保険者に係る健康増進法（平成14年法律第103号）第19条の2の健康増進事業の実施に関する情報

ケ 当該保健事業の対象となる被保険者に係る外国人生活保護措置実施関係情報

第18条第9号中エをオとし、ウをエとし、イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 当該届出を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る国民年金法第7条第1項の被保険者の資格に関する情報

第18条第13号中「前号に掲げる」を「当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る道府県民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する」に改め、同条第14号中「第12号」を「次」に改め、同号に次のように加える。

ア 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る道府県民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報

イ 当該申請を行う者が属する世帯の世帯主に係る道府県民税又は市町村税の徴収に関する情報

第18条第16号中「第12号」を「次」に改め、同号に次のように加える。

ア 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る道府県民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報

イ 当該申請を行う者が属する世帯の世帯主に係る道府県民税又は市町村税の徴収に関する情報

第18条の次に次の1条を加える。

第18条の2 条例別表第2の10の2の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 国民年金法第16条に規定する給付を受ける権利の裁定の請求に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報
 - ア 当該請求を行う者に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
 - イ 当該請求を行う者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
 - ウ 当該請求を行う者に係る道府県民税又は市町村民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報
- (2) 国民年金法第89条第2項の保険料の納付の申出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報
 - ア 当該申出を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報
 - イ 当該申出を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護措置実施関係情報
- (3) 国民年金法第90条第1項の規定による保険料全額免除及び同法第90条の2第1項から第3項までの規定による保険料一部免除の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報
 - ア 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報
 - イ 当該申請を行う者又は当該者が保険料免除を受けようとする期間における当該者の属する世帯の世帯主若しくは当該者の配偶者に係る道府県民税又は市町村民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報
 - ウ 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護措置実施関係情報
- (4) 国民年金法第90条の3第1項の学生等の保険料納付の特例の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者又は当該者が保険料免除を受けようとする期間における当該者の属する世帯の世帯主若しくは当該者に係る配偶者の道府県民税又は市町村民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報
- (5) 昭和60年法律第34号第1条の規定による改正前の国民年金法第16条又は第83条に規定する裁定の請求に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該請求を行う者に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

イ 当該請求を行う者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

ウ 当該請求を行う者に係る道府県民税又は市町村民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報

(6) 国民年金法等の一部を改正する法律（平成16年法律第104号）附則第19条第1項及び第2項並びに政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成26年法律第64号）附則第14条第1項の保険料の免除の特例の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者又は当該者が保険料免除を受けようとする期間における当該者の属する世帯の世帯主若しくは当該者に係る配偶者の道府県民税又は市町村民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報

第19条第1号中「（昭和35年法律第37号）」を削る。

第20条第7号中「児童扶養手当法第4条第1項の」を削り、同条第11号の次に次の1号を加える。

(11)の2 被災者に係る子ども・子育て支援法第23条第1項の支給認定の変更の認定に関する情報

第21条第1号ア及びイ中「若しくは扶養義務者」を削り、同条第2号中アからウまでを削り、エをアとし、オをイとし、カを削り、同条第4号ア及びイ中「若しくは扶養義務者」を削り、同条第5号中エをオとし、ウをエとし、イをウとし、同号ア中「当該届出」を「当該届出を行う者、当該者の配偶者又は当該届出」に改め、同号中アをイとし、同号にアとして次のように加える。

ア 当該届出を行う者又は当該者の配偶者に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

第22条第4号中ケをシとし、エからクまでをキからサまでとし、ウの次に次のように加える。

エ 老人福祉法第10条の4第1項又は同法第11条の福祉の措置に係る者に係る国民年金法第7条の被保険者の資格に関する情報

オ 老人福祉法第10条の4第1項又は同法第11条の福祉の措置に係る者に係る国民年金法第15条の給付の支給に関する情報

カ 老人福祉法第10条の4第1項又は同法第11条の福祉の措置に係る者に係る国民年

金法第87条の保険料その他国民年金法の規定による徴収金に関する情報

第23条第2号、第4号及び第5号中「事務」の次に「当該申請を行う者に係る」を加える。

第26条第1号中ウを削り、イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 当該請求に係る障害児又は当該請求を行う者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

第26条第1号中ケをコとし、オからクまでをカからケまでとし、エの次に次のように加える。

オ 当該請求に係る障害児の保護者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条第1項の特別児童扶養手当の支給に関する情報

第26条第1号に次のように加える。

サ 当該請求に係る障害児又は当該請求を行う者に係る大和市心身障害者医療費助成条例第3条の医療費の助成に関する情報

第26条第2号に次のように加える。

ケ 当該届出を行う者に係る大和市心身障害者医療費助成条例第3条の医療費の助成に関する情報

第26条第3号中「前号」を「次」に改め、同号に次のように加える。

ア 当該届出を行う者に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

イ 当該届出を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る生活保護実施関係情報

ウ 当該届出を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る市町村民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報

エ 当該届出を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

オ 当該届出を行う者に係る介護保険法第8条第21項の地域密着型介護老人福祉施設又は同条第26項の介護老人福祉施設への入所に関する情報

カ 当該届出を行う者に係る介護保険法第13条第1項の住所地特例対象施設への入所又は入居に関する情報

キ 当該届出を行う者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法

律第6条の自立支援給付（療養介護及び施設入所支援に係るものに限る。）の支給に関する情報

ク 当該届出を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る外国人生活保護措置実施関係情報

ケ 当該届出を行う者に係る大和市心身障害者医療費助成条例第3条の医療費の助成に関する情報

第27条第1号中キをクとし、アからカまでをイからキまでとし、同号にアとして次のように加える。

ア 当該実施又は当該勸奨に係る乳児又は幼児に係る児童福祉法第24条第3項の調整若しくは要請又は同条第4項から第6項までの措置に関する情報

第27条第2号中「第11条第1項」を「第11条」に改め、同号中キをクとし、アからカまでをイからキまでとし、同号にアとして次のように加える。

ア 当該実施に係る新生児に係る児童福祉法第24条第3項の調整若しくは要請又は同条第4項から第6項までの措置に関する情報

第27条第5号中「診察」を「診療」に改め、同条第7号イ中「又は被措置未熟児の扶養義務者」を「又は当該扶養義務者」に改め、同条第8号ア中「又は被措置未熟児の扶養義務者」を「又は当該扶養義務者」に改め、同号に次のように加える。

ウ 被措置未熟児に係る大和市心身障害者医療費助成条例第5条の医療証の交付に関する情報

エ 被措置未熟児に係る大和市ひとり親家庭等医療費助成条例第6条の医療証の交付に関する情報

オ 被措置未熟児に係る大和市小児医療費助成条例第6条の医療証の交付に関する情報

第28条第2号イ中「（地方税法第5条第2項第2号に掲げる固定資産税をいう。以下同じ。）」及び「（同法第5条第6項第1号に掲げる都市計画税をいう。以下同じ。）」を削る。

第30条第7号の次に次の1号を加える。

(7)の2 高齢者の医療の確保に関する法律第125条第1項又は第4項の保健事業の実施に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該保健事業の対象となる被保険者に係る生活保護実施関係情報

イ 当該保健事業の対象となる被保険者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る道府県民税又は市町村民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報

ウ 当該保健事業の対象となる被保険者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る道府県

民税又は市町村税の徴収に関する情報

エ 当該保健事業の対象となる被保険者に係る国民健康保険法第5条、第116条又は第116条の2第1項若しくは第2項の被保険者の資格に関する情報

オ 当該保健事業の対象となる被保険者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

カ 当該保健事業の対象となる被保険者に係る健康増進法第19条の2の健康増進事業の実施に関する情報

キ 当該保健事業の対象となる被保険者に係る外国人生活保護措置実施関係情報

第31条第1号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項又は第3項の支援給付」を「中国残留邦人等支援法第14条第1項若しくは第3項の支援給付若しくは中国残留邦人等支援法第15条第1項の配偶者支援金」に改め、「実施」の次に「、平成19年改正法附則第4条第1項の支援給付の支給の実施又は平成25年改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた旧法第14条第1項の支援給付、平成25年改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた旧法第14条第3項の支援給付、平成25年改正法附則第2条第3項の支援給付若しくは平成25年改正法附則第3条第1項の配偶者支援金の支給の実施」を加え、「同条第1項若しくは第3項の支援給付」を「当該支援給付若しくは当該配偶者支援金」に、「同法」を「中国残留邦人等支援法」に改め、「第14条第4項（）」の次に「中国残留邦人等支援法」を、「第15条第3項」の次に「及び平成19年改正法附則第4条第2項」を加え、「以下この条において同じ。）」を「以下同じ。）及び平成25年改正法附則第2条第1項若しくは第2項の規定によりなお従前の例によることとされた旧法第14条第4項」に改め、同条第2号から第4号までの規定中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項」を「中国残留邦人等支援法第14条第4項又は平成25年改正法附則第2条第1項若しくは第2項の規定によりなお従前の例によることとされた旧法第14条第4項」に改め、同条第5号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項」を「中国残留邦人等支援法第14条第4項又は平成25年改正法附則第2条第1項若しくは第2項の規定によりなお従前の例によることとされた旧法第14条第4項」に改め、同号イ中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第1項若しくは第3項の支援給付の支給を受けている者又は支給を受けていた者」を「当該徴収の対象者」に、「同条第4項」を「中国残留邦人等支援法第14条第4項及び平成

25年改正法附則第2条第1項若しくは第2項の規定によりなお従前の例によることとされた旧法第14条第4項」に改める。

第32条第1号ウを同号オとし、同号イ中「療養介護」を「生活介護」に改め、同号中イをエとし、アをイとし、イの次に次のように加える。

ウ 当該申請を行う者に係る知的障害者福祉法第16条第1項第2号による障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報

第32条第1号にアとして次のように加える。

ア 当該申請を行う者に係る身体障害者福祉法第18条第2項による障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報

第32条第2号中オをカとし、エの次に次のように加える。

オ 当該給付の支給に係る被保険者又は当該被保険者と同一の世帯に属する者に係る昭和60年法律第34号附則第32条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた改正前の国民年金法による老齢福祉年金（老齢特別給付金を含む。以下「老齢福祉年金」という。）の給付に関する情報

第32条第3号中「前号」を「次」に改め、同号に次のように加える。

ア 当該給付の支給に係る被保険者に係る生活保護実施関係情報

イ 当該給付の支給に係る被保険者又は当該被保険者と同一の世帯に属する者に係る道府県民税又は市町村民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報

ウ 当該給付の支給に係る被保険者に係る国民健康保険法第5条、第116条若しくは第116条の2第1項若しくは第2項又は高齢者の医療の確保に関する法律第50条若しくは第55条第1項若しくは第2項の被保険者の資格に関する情報

エ 当該給付の支給に係る被保険者又は当該被保険者と同一の世帯に属する者に係る国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報

エの2 当該給付の支給に係る被保険者又は当該被保険者と同一の世帯に属する者に係る老齢福祉年金の給付に関する情報

オ 当該給付の支給に係る被保険者に係る外国人生活保護措置実施関係情報

第32条第4号中ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 当該居宅介護サービス費等の額の算定に係る第1号被保険者又は当該第1号被保険者と同一の世帯に属する者に係る老齢福祉年金の給付に関する情報

第32条第5号中ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 当該申請を行う者に係る老齢福祉年金の給付に関する情報

第32条第6号中エをオとし、ウの次に次のように加える。

エ 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る老齢福祉年金の給付に関する情報

第32条第7号中オをカとし、エの次に次のように加える。

オ 当該申請を行う者に係る老齢福祉年金の給付に関する情報

第32条第8号中ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 当該介護予防サービス費等の額の算定に係る第1号被保険者に係る老齢福祉年金の給付に関する情報

第32条第9号中「事務」の次に「当該申請を行う者に係る」を加え、同条第10号中「第6号」を「次」に改め、同号に次のように加える。

ア 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る道府県民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報

イ 当該申請を行う者に係る国民健康保険法第5条、第116条若しくは第116条の2第1項若しくは第2項又は高齢者の医療の確保に関する法律第50条若しくは第55条第1項若しくは第2項の被保険者の資格に関する情報

ウ 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報

ウの2 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る老齢福祉年金の給付に関する情報

エ 当該申請を行う者に係る外国人生活保護措置実施関係情報

第32条第11号中「第7号」を「次」に改め、同号に次のように加える。

ア 当該申請を行う者に係る生活保護実施関係情報

イ 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る道府県民税又は市町村民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報

ウ 当該申請を行う者に係る国民健康保険法第5条、第116条若しくは第116条の2第1項若しくは第2項又は高齢者の医療の確保に関する法律第50条若しくは第55条第1項若しくは第2項の被保険者の資格に関する情報

エ 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報

エの2 当該申請を行う者に係る老齢福祉年金の給付に関する情報

オ 当該申請を行う者に係る外国人生活保護措置実施関係情報

第32条第15号の次に次の1号を加える。

(15)の2 介護保険法第115条の45の地域支援事業の実施に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該実施に係る被保険者に係る身体障害者福祉法第18条第2項による障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報

イ 当該実施に係る第2号被保険者に係る生活保護実施関係情報

ウ 当該実施に係る第2号被保険者に係る国民健康保険法第5条、第116条又は第116条の2第1項若しくは第2項の被保険者の資格に関する情報

エ 当該実施に係る被保険者に係る知的障害者福祉法第16条第1項第2号による障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報

オ 当該実施に係る被保険者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付（生活介護及び施設入所支援に係るものに限る。）の支給に関する情報

カ 当該実施に係る第2号被保険者に係る外国人生活保護措置実施関係情報

第32条第17号中カをキとし、オをカとし、エの次に次のように加える。

オ 当該保険料の徴収に係る被保険者に係る老齢福祉年金の給付に関する情報

第32条第18号中オをカとし、エをオとし、ウの次に次のように加える。

エ 賦課被保険者に係る老齢福祉年金の給付に関する情報

第32条第19号中キをクとし、カをキとし、オの次に次のように加える。

カ 当該申請を行う者に係る老齢福祉年金の給付に関する情報

第32条第20号中カをキとし、オをカとし、エの次に次のように加える。

オ 当該資料の提供等に係る被保険者に係る老齢福祉年金の給付に関する情報

第32条第21号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 当該申請を行う者に係る老齢福祉年金の給付に関する情報

第32条第22号中「等」を削り、同号イ中「療養介護」を「生活介護」に改め、同号イを同号オとし、同号ア中「者」を「第2号被保険者」に改め、同号中アをイとし、イの次に次のように加える。

ウ 当該届出を行う第2号被保険者に係る国民健康保険法第5条、第116条又は第116条の2第1項若しくは第2項の被保険者の資格に関する情報

エ 当該届出を行う者に係る知的障害者福祉法第16条第1項第2号による障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報

第32条第22号にアとして次のように加える。

ア 当該届出を行う者に係る身体障害者福祉法第18条第2項による障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報

第32条第22号に次のように加える。

カ 当該届出を行う第2号被保険者に係る外国人生活保護措置実施関係情報

第32条第23号中「等」を削り、「前号」を「次」に改め、同号に次のように加える。

ア 当該届出を行う者に係る身体障害者福祉法第18条第2項による障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報

イ 当該届出を行う者に係る知的障害者福祉法第16条第1項第2号による障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報

ウ 当該届出を行う者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付（生活介護及び施設入所支援に係るものに限る。）の支給に関する情報

第32条第24号イ中「療養介護」を「生活介護」に改め、同号イを同号オとし、同号ア中「者」を「第2号被保険者」に改め、同号中アをイとし、イの次に次のように加える。

ウ 当該届出を行う第2号被保険者に係る国民健康保険法第5条、第116条又は第116条の2第1項若しくは第2項の被保険者の資格に関する情報

エ 当該届出を行う者に係る知的障害者福祉法第16条第1項第2号による障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報

第32条第24号にアとして次のように加える。

ア 当該届出を行う者に係る身体障害者福祉法第18条第2項による障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報

第32条第24号に次のように加える。

カ 当該届出を行う第2号被保険者に係る外国人生活保護措置実施関係情報

第32条第25号エ中「者」を「第2号被保険者」に改め、同号エを同号カとし、同号ウ中「療養介護」を「生活介護」に改め、同号ウを同号オとし、同号イ中「行う者」を「行う第2号被保険者」に、「第116条若しくは」を「第116条又は」に改め、「又は高齢者の医療の確保に関する法律第50条若しくは第55条第1項若しくは第2項」を削り、同号中イをウとし、ウの次に次のように加える。

エ 当該申請を行う者に係る知的障害者福祉法第16条第1項第2号による障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報

第32条第25号ア中「者」を「第2号被保険者」に改め、同号中アをイとし、同号にアとして次のように加える。

ア 当該申請を行う者に係る身体障害者福祉法第18条第2項による障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報

第32条第26号中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付（療養介護及び施設入所支援に係るものに限る。）の支給に関する」を「前号に掲げる」に改め、同条第27号を次のように改める。

(27) 削除

第32条第28号エ中「被保険者」を「第2号被保険者」に改め、同号エを同号カとし、同号ウ中「療養介護」を「生活介護」に改め、同号ウを同号オとし、同号イ中「被保険者に」を「第2号被保険者に」に改め、同号中イをウとし、ウの次に次のように加える。

エ 当該被保険者証の検認又は更新に係る被保険者に係る知的障害者福祉法第16条第1項第2号による障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報

第32条第28号ア中「被保険者」を「第2号被保険者」に改め、同号中アをイとし、同号にアとして次のように加える。

ア 当該被保険者証の検認又は更新に係る被保険者に係る身体障害者福祉法第18条第2項による障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報

第32条第29号中「当該届出を行う者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付（療養介護及び施設入所支援に係るものに限る。）の支給に関する」を「次に掲げる」に改め、同号に次のように加える。

ア 当該届出を行う者に係る身体障害者福祉法第18条第2項による障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報

イ 当該届出を行う第2号被保険者に係る生活保護実施関係情報

ウ 当該届出を行う者に係る国民健康保険法第5条、第116条又は第116条の2第1項若しくは第2項の被保険者の資格に関する情報

エ 当該届出を行う者に係る知的障害者福祉法第16条第1項第2号による障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報

オ 当該届出を行う者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付（生活介護及び施設入所支援に係るものに限る。）の支給に関する情報

カ 当該届出を行う第2号被保険者に係る外国人生活保護措置実施関係情報

第32条第30号ウ中「被保険者」を「第2号被保険者」に、「第116条若しくは」を「第116条又は」に改め、「又は高齢者の医療の確保に関する法律第50条若しくは第55条第1項若しくは第2項」を削り、同条第31号中「第24号」を「次」に改め、同号に次のように加える。

ア 当該届出を行う者に係る身体障害者福祉法第18条第2項による障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報

イ 当該届出を行う第2号被保険者に係る生活保護実施関係情報

ウ 当該届出を行う第2号被保険者に係る国民健康保険法第5条、第116条又は第116条の2第1項若しくは第2項の被保険者の資格に関する情報

エ 当該届出を行う者に係る知的障害者福祉法第16条第1項第2号による障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報

オ 当該届出を行う者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付（生活介護及び施設入所支援に係るものに限る。）の支給に関する情報

カ 当該届出を行う第2号被保険者に係る外国人生活保護措置実施関係情報

第33条第1号中「（平成14年法律第103号）」を削り、同条第4号中「事務」の次に「当該実施に係る住民に係る」を加える。

第34条第2号中「前号（ウを除く。）」を「次」に改め、同号に次のように加える。

ア 当該請求を行う者に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

イ 当該請求を行う者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

第34条第5号中「第3号に掲げる」を「当該届出を行う者に係る市町村民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する」に改める。

第35条第1号を次のように改める。

(1) 削除

第35条第1号の次に次の3号を加える。

(1)の2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第12条の資料の提供等の求めに関する事務 次に掲げる情報

ア 当該資料の提供等の求めに係る障害者等、当該資料の提供等の求めに係る障害児の保護者、当該資料の提供等の求めに係る障害者等の配偶者又は当該資料の提供等の求めに

係る障害者等の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報

イ 当該資料の提供等の求めに係る障害者等、当該資料の提供等の求めに係る障害児の保護者、当該資料の提供等の求めに係る障害者等の配偶者又は当該資料の提供等の求めに係る障害者等の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者に係る道府県民税、市町村民税、固定資産税又は都市計画税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報

(1)の3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第20条第1項の支給決定の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請を行う障害者又は当該申請に係る障害児に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

イ 当該申請を行う障害者又は当該申請に係る障害児に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

ウ 当該申請を行う障害者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第19条第1項の規定による支給決定を受けた障害者であって、指定障害者支援施設等に入所するもの（20歳未満の者に限る。）及び療養介護に係る支給決定を受けたもの（20歳未満の者に限る。）を除く。以下この条において「特例障害者」という。）若しくは特例障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児及び障害者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第19条第1項の規定による支給決定を受けた障害者であって、指定障害者支援施設等に入所するもの（20歳未満の者に限る。）及び療養介護に係る支給決定を受けたもの（20歳未満の者に限る。）に限る。）（以下この条において「特例障害児」という。）の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報

エ 当該申請を行う特例障害者若しくは当該特例障害者の配偶者又は当該申請に係る特例障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る道府県民税又は市町村民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報

オ 当該申請を行う特例障害者若しくは当該特例障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る特例障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る国民健康保険法第5条、第116条若しくは第116条の2第1項若しくは第2項又は高齢者の医療の確保に関する法律第50条若しくは第55条第1項若しくは第2項の被保険者の資格に関する情報

- カ 当該申請を行う特例障害者又は当該申請に係る特例障害児の保護者に係る国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報
- カの2 当該申請を行う特例障害者又は当該申請に係る特例障害児の保護者に係る国民年金法第15条の給付の支給に関する情報
- キ 当該申請を行う障害者又は当該申請に係る障害児の保護者に係る児童扶養手当法第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報
- ク 当該申請に係る障害児の保護者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条第1項の特別児童扶養手当の支給に関する情報
- ケ 当該申請を行う障害者又は当該申請に係る障害児の保護者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
- コ 当該申請を行う障害者に係る介護保険法第18条第1号の介護給付又は同条第2号の予防給付の支給に関する情報
- サ 当該申請を行う障害者に係る介護保険法第19条第1項の要介護認定又は同条第2項の要支援認定に関する情報
- シ 当該申請を行う特例障害者若しくは当該特例障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る特例障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護措置実施関係情報
- ス 当該申請を行う障害者又は当該申請に係る障害児の保護者に係る大和市寡婦（夫）控除のみなし適用に関する規則によるのみなし適用の対象となる障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第20条第1項の支給決定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する情報
- (1)の4 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による受給者証に関する事務 次に掲げる情報
 - ア 当該受給者証に係る障害者又は当該受給者証に係る障害児に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
 - イ 当該受給者証に係る障害者又は当該受給者証に係る障害児に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
 - ウ 当該受給者証に係る特例障害者若しくは当該特例障害者と同一の世帯に属する者又は当該受給者証に係る特例障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報

エ 当該受給者証に係る特例障害者若しくは当該特例障害者の配偶者又は当該受給者証に係る特例障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る道府県民税又は市町村民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報

オ 当該受給者証に係る特例障害者若しくは当該特例障害者と同一の世帯に属する者又は当該受給者証に係る特例障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る国民健康保険法第5条、第116条若しくは第116条の2第1項若しくは第2項又は高齢者の医療の確保に関する法律第50条若しくは第55条第1項若しくは第2項の被保険者の資格に関する情報

カ 当該受給者証に係る特例障害者又は当該受給者証に係る特例障害児の保護者に係る国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報

カの2 当該受給者証に係る特例障害者又は当該受給者証に係る特例障害児の保護者に係る国民年金法第15条の給付の支給に関する情報

キ 当該受給者証に係る障害者又は当該受給者証に係る障害児の保護者に係る児童扶養手当法第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報

ク 当該受給者証に係る障害児の保護者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条第1項の特別児童扶養手当の支給に関する情報

ケ 当該受給者証に係る障害者又は当該受給者証に係る障害児の保護者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

コ 当該受給者証に係る障害者に係る介護保険法第18条第1号の介護給付又は同条第2号の予防給付の支給に関する情報

サ 当該受給者証に係る障害者に係る介護保険法第19条第1項の要介護認定又は同条第2項の要支援認定に関する情報

シ 当該受給者証に係る特例障害者若しくは当該特例障害者と同一の世帯に属する者又は当該受給者証に係る特例障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護措置実施関係情報

ス 当該受給者証に係る障害者又は当該受給者証に係る障害児の保護者に係る大和市寡婦（夫）控除のみなし適用に関する規則によるのみなし適用の対象となる障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第20条第1項の支給決定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する情報

第35条第2号ア及びイ中「又は」の次に「当該変更に係る」を加え、同号コ中「又は」の次に「当該変更に係る」を加え、同号コを同号シとし、同号ケ中「障害者」を「特例障害者」

に、「障害児」を「当該変更に係る特例障害児」に改め、同号中ケをサとし、クをコとし、キをケとし、同号カ中「又は」の次に「当該変更に係る」を加え、同号中カをキとし、キの次に次のように加える。

ク 当該変更に係る障害児の保護者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条第1項の特別児童扶養手当の支給に関する情報

第35条第2号オ中「障害者」を「特例障害者」に、「障害児」を「当該変更に係る特例障害児の保護者」に改め、同号中オをカとし、カの次に次のように加える。

カの2 当該変更に係る特例障害者又は当該変更に係る特例障害児の保護者に係る国民年金法第15条の給付の支給に関する情報

第35条第2号エ中「障害者」を「特例障害者」に、「障害児」を「当該変更に係る特例障害児」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「障害者」を「特例障害者」に、「障害児」を「当該変更に係る特例障害児」に改め、同号中ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 当該変更に係る障害者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第19条第1項の規定による支給決定を受けた障害者であつて、指定障害者支援施設等に入所するもの（20歳未満の者に限る。）及び療養介護に係る支給決定を受けたもの（20歳未満の者に限る。）に限る。）の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報

第35条第2号の次に次の3号を加える。

(2)の2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第25条第1項の支給決定の取消しに関する事務 次に掲げる情報

ア 当該取消しに係る障害者又は当該取消しに係る障害児に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

イ 当該取消しに係る障害者又は当該取消しに係る障害児に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

ウ 当該取消しに係る特例障害者若しくは当該特例障害者の配偶者又は当該取消しに係る特例障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る道府県民税又は市町村民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報

エ 当該取消しに係る特例障害者若しくは当該特例障害者と同一の世帯に属する者又は当該取消しに係る特例障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る国民健康保険法第5条、第116条若しくは第116条の2第1項若しくは第2項又は

高齢者の医療の確保に関する法律第50条若しくは第55条第1項若しくは第2項の被保険者の資格に関する情報

オ 当該取消しに係る特例障害者又は当該取消しに係る特例障害児の保護者に係る国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報

(2)の3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の6第1項の地域相談支援給付決定の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請を行う障害者に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

イ 当該申請を行う障害者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

ウ 当該申請を行う障害者又は当該障害者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報

エ 当該申請を行う障害者又は当該障害者の配偶者に係る道府県民税又は市町村民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報

オ 当該申請を行う障害者に係る介護保険法第18条第1号の介護給付又は同条第2号の予防給付の支給に関する情報

カ 当該申請を行う障害者に係る介護保険法第19条第1項の要介護認定又は同条第2項の要支援認定に関する情報

キ 当該申請を行う障害者又は当該障害者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護措置実施関係情報

(2)の4 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域相談支援受給者証に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該地域相談支援受給者証に係る障害者に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

イ 当該地域相談支援受給者証に係る障害者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

ウ 当該地域相談支援受給者証に係る障害者又は当該障害者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報

エ 当該地域相談支援受給者証に係る障害者又は当該障害者の配偶者に係る道府県民税又は市町村民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報

オ 当該地域相談支援受給者証に係る障害者に係る介護保険法第18条第1号の介護給付

又は同条第2号の予防給付の支給に関する情報

カ 当該地域相談支援受給者証に係る障害者に係る介護保険法第19条第1項の要介護認定又は同条第2項の要支援認定に関する情報

キ 当該地域相談支援受給者証に係る障害者又は当該障害者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護措置実施関係情報

第35条第3号中オ及びカを削り、キをオとし、クをカとし、ケをキとし、コを削り、同号の次に次の1号を加える。

(3)の2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の10第1項の地域相談支援給付決定の取消しに関する事務 次に掲げる情報

ア 当該取消しに係る障害者に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

イ 当該取消しに係る障害者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

ウ 当該取消しに係る障害者又は当該障害者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報

エ 当該取消しに係る障害者又は当該障害者の配偶者に係る道府県民税又は市町村民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報

オ 当該取消しに係る障害者に係る介護保険法第18条第1号の介護給付又は同条第2号の予防給付の支給に関する情報

カ 当該取消しに係る障害者に係る介護保険法第19条第1項の要介護認定又は同条第2項の要支援認定に関する情報

キ 当該取消しに係る障害者又は当該障害者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護措置実施関係情報

第35条第4号ウ中「(平成18年政令第10号)」を削り、「次号」を「以下この条」に改め、同号オ中「障害児」の次に「の保護者」を加え、同号ク中「第53条第1項」を「第53条」に改め、同号中クをケとし、キをクとし、カの次に次のように加える。

キ 当該申請に係る障害児の保護者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条第1項の特別児童扶養手当の支給に関する情報

第35条第4号の次に次の1号を加える。

(4)の2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療受給者証に関する事務 次に掲げる情報

- ア 当該自立支援医療受給者証に係る障害者又は当該自立支援医療受給者証に係る障害児に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
- イ 当該自立支援医療受給者証に係る障害者又は当該自立支援医療受給者証に係る障害児に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
- ウ 当該自立支援医療受給者証に係る障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該自立支援医療受給者証に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報
- エ 当該自立支援医療受給者証に係る障害者又は当該自立支援医療受給者証に係る障害児の保護者若しくは支給認定基準世帯員に係る道府県民税又は市町村民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報
- オ 当該自立支援医療受給者証に係る障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該自立支援医療受給者証に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る国民健康保険法第5条、第116条若しくは第116条の2第1項若しくは第2項又は高齢者の医療の確保に関する法律第50条若しくは第55条第1項若しくは第2項の被保険者の資格に関する情報
- カ 当該自立支援医療受給者証に係る障害者又は当該自立支援医療受給者証に係る障害児の保護者に係る国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報
- キ 当該自立支援医療受給者証に係る障害者又は当該自立支援医療受給者証に係る障害児の保護者に係る児童扶養手当法第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報
- ク 当該自立支援医療受給者証に係る障害児の保護者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条第1項の特別児童扶養手当の支給に関する情報
- ケ 当該自立支援医療受給者証に係る障害者又は当該自立支援医療受給者証に係る障害児の保護者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
- コ 当該自立支援医療受給者証に係る障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該自立支援医療受給者証に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護措置実施関係情報
- サ 当該自立支援医療受給者証に係る障害者又は当該自立支援医療受給者証に係る障害児の保護者に係る大和市寡婦（夫）控除のみなし適用に関する規則によるのみなし適用の対

象となる障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援
医療受給者証に関する情報

第35条第5号ア中「変更に係る」を「変更を行う」に改め、「又は」の次に「当該変更に係る」を加え、同号イ中「変更に係る」を「変更を行う」に改め、「又は」の次に「当該変更に係る」を加え、同号ウ中「変更に係る」を「変更を行う」に、「、障害児の保護者又は」を「又は当該変更に係る障害児の保護者若しくは」に改め、同号エ中「変更に係る」を「変更を行う」に改め、「者又は」の次に「当該変更に係る」を加え、同号オ中「変更に係る」を「変更を行う」に、「障害児」を「当該変更に係る障害児の保護者」に改め、同号カ中「変更に係る」を「変更を行う」に改め、「又は」の次に「当該変更に係る」を加え、同号ク中「変更に係る」を「変更を行う」に改め、「又は」の次に「当該変更に係る」を加え、同号クを同号ケとし、同号キ中「変更に係る」を「変更を行う」に改め、「又は」の次に「当該変更に係る」を加え、同号中キをクとし、カの次に次のように加える。

キ 当該変更に係る障害児の保護者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条
第1項の特別児童扶養手当の支給に関する情報

第35条第5号の次に次の4号を加える。

(5)の2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第57条第1項の支給認定の取消しに関する事務 次に掲げる情報

ア 当該取消しに係る障害者又は当該取消しに係る障害児に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

イ 当該取消しに係る障害者又は当該取消しに係る障害児に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

ウ 当該取消しに係る障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該取消しに係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報

エ 当該取消しに係る障害者又は当該取消しに係る障害児の保護者若しくは支給認定基準世帯員に係る道府県民税又は市町村民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報

オ 当該取消しに係る障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該取消しに係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る国民健康保険法第5条、第116条若しくは第116条の2第1項若しくは第2項又は高齢者の医療

- の確保に関する法律第50条若しくは第55条第1項若しくは第2項の被保険者の資格に関する情報
- カ 当該取消しに係る障害者又は当該取消しに係る障害児の保護者に係る国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報
- キ 当該取消しに係る障害者又は当該取消しに係る障害児の保護者に係る児童扶養手当法第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報
- ク 当該取消しに係る障害児の保護者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条第1項の特別児童扶養手当の支給に関する情報
- ケ 当該取消しに係る障害者又は当該取消しに係る障害児の保護者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
- コ 当該取消しに係る障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該取消しに係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護措置実施関係情報
- サ 当該取消しに係る障害者又は当該取消しに係る障害児の保護者に係る大和市寡婦（夫）控除のみなし適用に関する規則によるのみなし適用の対象となる障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療受給者証に関する情報
- (5)の3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第15条の申請内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報
- ア 当該届出を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該届出に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報
- イ 当該届出を行う障害者若しくは当該障害者の配偶者又は当該届出に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る道府県民税又は市町村民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報
- ウ 当該届出を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該届出に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る国民健康保険法第5条、第116条若しくは第116条の2第1項若しくは第2項又は高齢者の医療の確保に関する法律第50条若しくは第55条第1項若しくは第2項の被保険者の資格に関する情報
- エ 当該届出を行う障害者又は当該届出に係る障害児の保護者に係る国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報

オ 当該届出を行う障害者又は当該届出に係る障害児の保護者に係る児童扶養手当法第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報

カ 当該届出を行う障害者又は当該届出に係る障害児の保護者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

キ 当該届出を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該届出に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護措置実施関係情報

ク 当該届出を行う障害者又は当該届出に係る障害児の保護者に係る大和市寡婦（夫）控除のみなし適用に関する規則によるみなし適用の対象となる障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第15条の申請内容の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する情報

(5)の4 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第32条の申請内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該届出を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該届出に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報

イ 当該届出を行う障害者又は当該届出に係る障害児の保護者若しくは支給認定基準世帯員に係る道府県民税又は市町村民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報

ウ 当該届出を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該届出に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る国民健康保険法第5条、第116条若しくは第116条の2第1項若しくは第2項又は高齢者の医療の確保に関する法律第50条若しくは第55条第1項若しくは第2項の被保険者の資格に関する情報

エ 当該届出を行う障害者又は当該届出に係る障害児の保護者に係る国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報

オ 当該届出を行う障害者又は当該届出に係る障害児の保護者に係る児童扶養手当法第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報

カ 当該届出を行う障害者又は当該届出に係る障害児の保護者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

キ 当該届出を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該届出に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護措

置実施関係情報

ク 当該届出を行う障害者又は当該届出に係る障害児の保護者に係る大和市寡婦（夫）控除のみなし適用に関する規則によるみなし適用の対象となる障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第32条の申請内容の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する情報

(5)の5 前各号に掲げるもののほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付の支給に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該支給に係る障害者又は当該支給に係る障害児に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

イ 当該支給に係る障害者又は当該支給に係る障害児に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

ウ 当該支給に係る特例障害者若しくは当該特例障害者と同一の世帯に属する者又は当該支給に係る特例障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報

エ 当該支給に係る特例障害者若しくは当該特例障害者の配偶者又は当該支給に係る特例障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る道府県民税又は市町村民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報

オ 当該支給に係る特例障害者若しくは当該特例障害者と同一の世帯に属する者又は当該支給に係る特例障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る国民健康保険法第5条、第116条若しくは第116条の2第1項若しくは第2項又は高齢者の医療の確保に関する法律第50条若しくは第55条第1項若しくは第2項の被保険者の資格に関する情報

カ 当該支給に係る特例障害者又は当該支給に係る特例障害児の保護者に係る国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報

カの2 当該支給に係る特例障害者又は当該支給に係る特例障害児の保護者に係る国民年金法第15条の給付の支給に関する情報

キ 当該支給に係る障害者又は当該支給に係る障害児の保護者に係る児童扶養手当法第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報

ク 当該支給に係る障害児の保護者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条第1項の特別児童扶養手当の支給に関する情報

- ケ 当該支給に係る障害者又は当該支給に係る障害児の保護者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
- コ 当該支給に係る障害者又は当該障害者と同一の世帯に属する者に係る介護保険法第18条第1号の介護給付又は同条第2号の予防給付の支給に関する情報
- サ 当該支給に係る障害者又は当該障害者と同一の世帯に属する者に係る介護保険法第19条第1項の要介護認定又は同条第2項の要支援認定に関する情報
- シ 当該支給に係る特例障害者若しくは当該特例障害者と同一の世帯に属する者又は当該支給に係る特例障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護措置実施関係情報
- ス 当該支給に係る障害者又は当該支給に係る障害児の保護者に係る大和市寡婦（夫）控除のみなし適用に関する規則によるのみなし適用の対象となる前各号に掲げるもののほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付の支給に関する情報
- セ 当該支給に係る障害児の保護者に係る大和市身体障がい児補装具費利用者負担金助成事業実施要綱第6条の決定による助成金の支払及び同要綱第9条の助成の決定の取消しに関する情報

第35条の次に次の1条を加える。

第35条の2 条例別表第2の27の2の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 子ども・子育て支援法第20条第1項の支給認定又は同法第23条第1項の支給認定の変更の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報
 - ア 当該申請に係る保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る児童福祉法第24条第3項の調整若しくは要請又は同条第4項から第6項までの措置に関する情報
 - イ 当該申請に係る保護者又は当該保護者の扶養義務者に係る児童福祉法第56条第3項の費用の徴収に関する情報
 - ウ 当該申請に係る保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
 - エ 当該申請に係る保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

オ 当該申請に係る保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報

カ 当該申請に係る保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る道府県民税又は市町村民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報

キ 当該申請に係る保護者に係る児童扶養手当法第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報

ク 当該申請に係る保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条第1項の特別児童扶養手当の支給に関する情報

ケ 当該申請に係る保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

コ 当該申請に係る保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護措置実施関係情報

サ 当該申請に係る保護者に係る大和市ひとり親家庭等医療費助成条例第6条の医療証の交付に関する情報

(2) 子ども・子育て支援法第22条又は子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第15条第1項の届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該届出に係る保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る児童福祉法第24条第3項の調整若しくは要請又は同条第4項から第6項までの措置に関する情報

イ 当該届出に係る保護者又は当該保護者の扶養義務者に係る児童福祉法第56条第3項の費用の徴収に関する情報

ウ 当該届出に係る保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

エ 当該届出に係る保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

オ 当該届出に係る保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報

カ 当該届出に係る保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る道府県民税又は市町村民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報

キ 当該届出に係る保護者に係る児童扶養手当法第4条第1項の児童扶養手当の支給に関

する情報

ク 当該届出に係る保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条第1項の特別児童扶養手当の支給に関する情報

ケ 当該届出に係る保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

コ 当該届出に係る保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護措置実施関係情報

サ 当該届出に係る保護者に係る大和市ひとり親家庭等医療費助成条例第6条の医療証の交付に関する情報

(3) 子ども・子育て支援法第23条第4項の職権による支給認定の変更の認定に関する事務次に掲げる情報

ア 当該変更の認定に係る保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る児童福祉法第24条第3項の調整若しくは要請又は同条第4項から第6項までの措置に関する情報

イ 当該変更の認定に係る保護者又は当該保護者の扶養義務者に係る児童福祉法第56条第3項の費用の徴収に関する情報

ウ 当該変更の認定に係る保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

エ 当該変更の認定に係る保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

オ 当該変更の認定に係る保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報

カ 当該変更の認定に係る保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る道府県民税又は市町村民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報

キ 当該変更の認定に係る保護者に係る児童扶養手当法第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報

ク 当該変更の認定に係る保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条第1項の特別児童扶養手当の支給に関する情報

ケ 当該変更の認定に係る保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

- コ 当該変更の認定に係る保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護措置実施関係情報
 - サ 当該変更の認定に係る保護者に係る大和市ひとり親家庭等医療費助成条例第6条の医療証の交付に関する情報
- (4) 子ども・子育て支援法第24条第1項の支給認定の取消しに関する事務 次に掲げる情報
- ア 当該取消しに係る保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る児童福祉法第24条第3項の調整若しくは要請又は同条第4項から第6項までの措置に関する情報
 - イ 当該取消しに係る保護者又は当該保護者の扶養義務者に係る児童福祉法第56条第3項の費用の徴収に関する情報
 - ウ 当該取消しに係る保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
 - エ 当該取消しに係る保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
 - オ 当該取消しに係る保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報
 - カ 当該取消しに係る保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る道府県民税又は市町村民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報
 - キ 当該取消しに係る保護者に係る児童扶養手当法第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報
 - ク 当該取消しに係る保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条第1項の特別児童扶養手当の支給に関する情報
 - ケ 当該取消しに係る保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
 - コ 当該取消しに係る保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護措置実施関係情報
 - サ 当該取消しに係る保護者に係る大和市ひとり親家庭等医療費助成条例第6条の医療証の交付に関する情報

第36条第1号ア中「同法第10条の」を削り、同条の次に次の5条を加える。

第36条の2 条例別表第2の28の2項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、

同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例（昭和44年神奈川県条例第9号）第5条の手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該請求に係る障害児又は当該請求を行う者に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

イ 当該請求に係る障害児又は当該請求を行う者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

ウ 当該請求に係る障害児、当該請求を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る生活保護実施関係情報

エ 当該請求に係る障害児、当該請求を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る道府県民税又は市町村民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報

オ 当該請求に係る障害児の保護者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条第1項の特別児童扶養手当の支給に関する情報

カ 当該請求に係る障害児又は当該請求を行う者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第17条の障害児福祉手当、同法第26条の2の特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報

キ 当該請求に係る障害児、当該請求を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

ク 当該請求を行う者に係る介護保険法第8条第21項の地域密着型介護老人福祉施設又は同条第26項の介護老人福祉施設への入所に関する情報

ケ 当該請求を行う者に係る介護保険法第13条第1項の住所地特例対象施設への入所又は入居に関する情報

コ 当該請求に係る障害児又は当該請求を行う者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付（療養介護及び施設入所支援に係るものに限る。）の支給に関する情報

サ 当該請求に係る障害児、当該請求を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る外国人生活保護措置実施関係情報

シ 当該請求に係る障害児又は当該請求を行う者に係る大和市心身障害者医療費助成条例

第3条の医療費の助成に関する情報

(2) 神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例第12条の届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該届出に係る障害児又は当該届出を行う者に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

イ 当該届出に係る障害児又は当該届出を行う者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

ウ 当該届出に係る障害児、当該届出を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る生活保護実施関係情報

エ 当該届出に係る障害児、当該届出を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る道府県民税又は市町村民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報

オ 当該届出に係る障害児の保護者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条第1項の特別児童扶養手当の支給に関する情報

カ 当該届出に係る障害児又は当該届出を行う者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第17条の障害児福祉手当、同法第26条の2の特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報

キ 当該届出に係る障害児、当該届出を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

ク 当該届出を行う者に係る介護保険法第8条第21項の地域密着型介護老人福祉施設又は同条第26項の介護老人福祉施設への入所に関する情報

ケ 当該届出を行う者に係る介護保険法第13条第1項の住所地特例対象施設への入所又は入居に関する情報

コ 当該届出に係る障害児又は当該届出を行う者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付（療養介護及び施設入所支援に係るものに限る。）の支給に関する情報

サ 当該届出に係る障害児、当該届出を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る外国人生活保護措置実施関係情報

シ 当該届出に係る障害児又は当該届出を行う者に係る大和市心身障害者医療費助成条例第3条の医療費の助成に関する情報

第36条の3 条例別表第2の28の3の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務と

し、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 大和市障害者福祉手当に関する条例第3条の手当の支給制限に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該支給制限に係る者に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

イ 当該支給制限に係る者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

ウ 当該支給制限に係る者に係る身体障害者福祉法第18条第2項の障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報

エ 当該支給制限に係る者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る生活保護実施関係情報

オ 当該支給制限に係る者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る道府県民税又は市町村民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報

オの2 当該支給制限に係る者に係る国民年金法第30条、第30条の2、第30条の3又は第30条の4の支給に関する情報

カ 当該支給制限に係る者に係る知的障害者福祉法第16条第1項第2号の障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報

キ 当該支給制限に係る者に係る老人福祉法第11条の福祉の措置の実施に関する情報

ク 当該支給制限に係る者の保護者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条第1項の特別児童扶養手当の支給に関する情報

ケ 当該支給制限に係る者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第17条の障害児福祉手当、同法第26条の2の特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報

コ 当該支給制限に係る者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

サ 当該支給制限に係る者に係る介護保険法第8条第21項の地域密着型介護老人福祉施設又は同条第26項の介護老人福祉施設への入所に関する情報

シ 当該支給制限に係る者に係る介護保険法第13条第1項の住所地特例対象施設への入所又は入居に関する情報

ス 当該支給制限に係る者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付（療養介護及び施設入所支援に係るものに限る。）の支給

に関する情報

セ 当該支給制限に係る者に係る外国人生活保護措置実施関係情報

(2) 大和市障害者福祉手当に関する条例第5条の申請及び決定に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請を行う者に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

イ 当該申請を行う者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

ウ 当該申請を行う者に係る身体障害者福祉法第18条第2項の障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報

エ 当該申請を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る生活保護実施関係情報

オ 当該申請を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る道府県民税又は市町村民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報

オの2 当該申請を行う者に係る国民年金法第30条、第30条の2、第30条の3又は第30条の4の支給に関する情報

カ 当該申請を行う者に係る知的障害者福祉法第16条第1項第2号の障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報

キ 当該申請を行う者に係る老人福祉法第11条の福祉の措置の実施に関する情報

ク 当該申請を行う者の保護者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条第1項の特別児童扶養手当の支給に関する情報

ケ 当該申請を行う者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第17条の障害児福祉手当、同法第26条の2の特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報

コ 当該申請を行う者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

サ 当該申請を行う者に係る介護保険法第8条第21項の地域密着型介護老人福祉施設又は同条第26項の介護老人福祉施設への入所に関する情報

シ 当該申請を行う者に係る介護保険法第13条第1項の住所地特例対象施設への入所又は入居に関する情報

ス 当該申請を行う者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付（療養介護及び施設入所支援に係るものに限る。）の支給に関する情報

する情報

セ 当該申請を行う者に係る外国人生活保護措置実施関係情報

(3) 大和市障害者福祉手当に関する条例第7条の手当の返還に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該返還に係る者に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

イ 当該返還に係る者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

ウ 当該返還に係る者に係る身体障害者福祉法第18条第2項の障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報

エ 当該返還に係る者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る生活保護実施関係情報

オ 当該返還に係る者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る道府県民税又は市町村民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報

オの2 当該返還に係る者に係る国民年金法第30条、第30条の2、第30条の3又は第30条の4の支給に関する情報

カ 当該返還に係る者に係る知的障害者福祉法第16条第1項第2号の障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報

キ 当該返還に係る者に係る老人福祉法第11条の福祉の措置の実施に関する情報

ク 当該返還に係る者の保護者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条第1項の特別児童扶養手当の支給に関する情報

ケ 当該返還に係る者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第17条の障害児福祉手当、同法第26条の2の特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報

コ 当該返還に係る者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

サ 当該返還に係る者に係る介護保険法第8条第21項の地域密着型介護老人福祉施設又は同条第26項の介護老人福祉施設への入所に関する情報

シ 当該返還に係る者に係る介護保険法第13条第1項の住所地特例対象施設への入所又は入居に関する情報

ス 当該返還に係る者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付（療養介護及び施設入所支援に係るものに限る。）の支給に関する情報

セ 当該返還に係る者に係る外国人生活保護措置実施関係情報

第36条の4 条例別表第2の28の4の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 大和市心身障害者医療費助成条例第3条の医療費の額の算定に関する事務（大和市寡婦（夫）控除のみなし適用に関する規則によるみなし適用を受ける場合を含む。） 次に掲げる情報

ア 当該算定に係る者に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

イ 当該算定に係る者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

ウ 当該算定に係る者に係る国民健康保険法第44条第1項の一部負担金に係る措置に関する情報

エ 当該算定に係る者に係る国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報

オ 当該算定に係る者に係る大和市ひとり親家庭等医療費助成条例第5条の医療費の助成に関する情報

カ 当該算定に係る者に係る大和市小児医療費助成条例第4条の医療費の助成に関する情報

(2) 大和市心身障害者医療費助成条例第5条の医療証の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務（大和市寡婦（夫）控除のみなし適用に関する規則によるみなし適用を受ける場合を含む。） 次に掲げる情報

ア 当該申請を行う者に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

イ 当該申請を行う者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

ウ 当該申請を行う者に係る生活保護実施関係情報

エ 当該申請を行う者に係る道府県民税又は市町村民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報

オ 当該申請を行う者に係る国民健康保険法第5条、第116条若しくは第116条の2第1項若しくは第2項又は高齢者の医療の確保に関する法律第50条の被保険者の資格

に関する情報

カ 当該申請を行う者に係る児童扶養手当法第4条第1項の児童扶養手当の支給、同法第9条第2項の支給の制限に関する情報

キ 当該申請を行う者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

ク 当該申請を行う者に係る外国人生活保護措置実施関係情報

ケ 当該申請を行う者に係る大和市ひとり親家庭等医療費助成条例第6条の医療証の交付に関する情報

コ 当該申請を行う者に係る大和市小児医療費助成条例第6条の医療証の交付に関する情報

(3) 大和市心身障害者医療費助成条例第9条の医療費の返還に関する事務（大和市寡婦（夫）控除のみなし適用に関する規則によるのみなし適用を受ける場合を含む。） 次に掲げる情報

ア 当該返還に係る者に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

イ 当該返還に係る者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

ウ 当該返還に係る者に係る生活保護実施関係情報

エ 当該返還に係る者に係る国民健康保険法第5条、第116条若しくは第116条の2第1項若しくは第2項又は高齢者の医療の確保に関する法律第50条の被保険者の資格に関する情報

オ 当該返還に係る者に係る国民健康保険法第44条第1項の一部負担金に係る措置に関する情報

カ 当該返還に係る者に係る国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報

キ 当該返還に係る者に係る外国人生活保護措置実施関係情報

ク 当該返還に係る者に係る大和市ひとり親家庭等医療費助成条例第5条の医療費の助成に関する情報

ケ 当該返還に係る者に係る大和市小児医療費助成条例第4条の医療費の助成に関する情報

第36条の5 条例別表第2の28の5の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報

とする。

(1) 大和市ひとり親家庭等医療費助成条例第5条の医療費に係る助成の額の算定に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該助成の対象となる者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

イ 当該助成の対象となる者又は当該者と同一の国民健康保険法による世帯に属する同法第5条、第116条若しくは第116条の2第1項若しくは第2項の被保険者に係る国民健康保険法第44条第1項の一部負担金に係る措置に関する情報

ウ 当該助成の対象となる者又は当該者と同一の国民健康保険法による世帯に属する同法第5条、第116条若しくは第116条の2第1項若しくは第2項の被保険者に係る国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報

エ 当該助成の対象となる者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報

オ 当該助成の対象となる者（児童に限る。）に係る母子保健法第20条第1項の養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報

カ 当該助成の対象となる者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付の支給に関する情報

キ 当該助成の対象となる者に係る大和市心身障害者医療費助成条例第3条の医療費の助成に関する情報

(2) 大和市ひとり親家庭等医療費助成条例第6条の医療証の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請を行う者又は当該者の配偶者若しくは当該申請に係る児童に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

イ 当該申請を行う者又は当該者の配偶者若しくは当該申請に係る児童に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

ウ 当該申請を行う者、当該者の配偶者若しくは扶養義務者又は当該申請に係る児童に係る生活保護実施関係情報

エ 当該申請を行う者、当該者の配偶者若しくは扶養義務者又は当該申請に係る児童に係る道府県民税又は市町村民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報

オ 当該申請を行う者又は当該申請に係る児童に係る国民健康保険法第5条、第116条

- 若しくは第116条の2第1項若しくは第2項又は高齢者の医療の確保に関する法律第50条の被保険者の資格に関する情報
- カ 当該申請を行う者、当該者の配偶者若しくは扶養義務者又は当該申請に係る児童に係る児童扶養手当法第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報
- キ 当該申請を行う者、当該者の配偶者若しくは扶養義務者又は当該申請に係る児童に係る児童扶養手当法第9条の支給の制限に関する情報
- ク 当該申請を行う者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条第1項の特別児童扶養手当の支給に関する情報
- ケ 当該申請を行う者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第5条の認定に関する情報
- コ 当該申請を行う者、当該者の配偶者若しくは扶養義務者又は当該申請に係る児童に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
- サ 当該申請を行う者、当該者の配偶者若しくは扶養義務者又は当該申請に係る児童に係る外国人生活保護措置実施関係情報
- シ 当該申請を行う者又は当該申請に係る児童に係る大和市心身障害者医療費助成条例第5条の医療証の交付に関する情報
- ス 当該申請に係る児童に係る大和市小児医療費助成条例第6条の医療証の交付に関する情報
- (3) 大和市ひとり親家庭等医療費助成条例第8条の届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報
- ア 当該届出を行う者又は当該者の配偶者若しくは当該届出に係る児童に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
- イ 当該届出を行う者又は当該者の配偶者若しくは当該届出に係る児童に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
- ウ 当該届出を行う者、当該者の配偶者若しくは扶養義務者又は当該届出に係る児童に係る生活保護実施関係情報
- エ 当該届出を行う者、当該者の配偶者若しくは扶養義務者又は当該届出に係る児童に係る道府県民税又は市町村民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報
- オ 当該届出を行う者又は当該届出に係る児童に係る国民健康保険法第5条、第116条若しくは第116条の2第1項若しくは第2項又は高齢者の医療の確保に関する法律第

50条の被保険者の資格に関する情報

- カ 当該届出を行う者、当該者の配偶者若しくは扶養義務者又は当該届出に係る児童に係る児童扶養手当法第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報
 - キ 当該届出を行う者、当該者の配偶者若しくは扶養義務者又は当該届出に係る児童に係る児童扶養手当法第9条の支給の制限に関する情報
 - ク 当該届出を行う者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条第1項の特別児童扶養手当の支給に関する情報
 - ケ 当該届出を行う者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第5条の認定に関する情報
 - コ 当該届出を行う者、当該者の配偶者若しくは扶養義務者又は当該届出に係る児童に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
 - サ 当該届出を行う者、当該者の配偶者若しくは扶養義務者又は当該届出に係る児童に係る外国人生活保護措置実施関係情報
 - シ 当該届出を行う者又は当該届出に係る児童に係る大和市心身障害者医療費助成条例第5条の医療証の交付に関する情報
 - ス 当該届出に係る児童に係る大和市小児医療費助成条例第6条の医療証の交付に関する情報
- (4) 大和市ひとり親家庭等医療費助成条例第9条の助成費の返還に関する事務 次に掲げる情報
- ア 当該助成を受けた者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
 - イ 当該助成を受けた者に係る生活保護実施関係情報
 - ウ 当該助成を受けた者に係る国民健康保険法第5条、第116条若しくは第116条の2第1項若しくは第2項又は高齢者の医療の確保に関する法律第50条の被保険者の資格に関する情報
 - エ 当該助成を受けた者又は当該者と同一の国民健康保険法による世帯に属する同法第5条、第116条若しくは第116条の2第1項若しくは第2項の被保険者に係る国民健康保険法第44条第1項の一部負担金に係る措置に関する情報
 - オ 当該助成を受けた者又は当該者と同一の国民健康保険法による世帯に属する同法第5条、第116条若しくは第116条の2第1項若しくは第2項の被保険者に係る国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報

カ 当該助成を受けた者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報

キ 当該助成を受けた者（児童に限る。）に係る母子保健法第20条第1項の養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報

ク 当該助成を受けた者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

ケ 当該助成を受けた者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付の支給に関する情報

コ 当該助成を受けた者に係る外国人生活保護措置実施関係情報

サ 当該助成を受けた者に係る大和市心身障害者医療費助成条例第3条の医療費の助成に関する情報

シ 当該助成を受けた者（児童に限る。）に係る大和市小児医療費助成条例第4条の医療費の助成に関する情報

第36条の6 条例別表第2の28の6の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 大和市小児医療費助成条例第4条の医療費に係る助成の額の算定に関する事務（大和市寡婦（夫）控除のみなし適用に関する規則によるみなし適用を受ける場合を含む。） 次に掲げる情報

ア 当該助成の対象となる小児に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

イ 当該助成の対象となる小児又は当該小児と同一の国民健康保険法による世帯に属する同法第5条、第116条若しくは第116条の2第1項若しくは第2項の被保険者に係る国民健康保険法第44条第1項の一部負担金に係る措置に関する情報

ウ 当該助成の対象となる小児又は当該小児と同一の国民健康保険法による世帯に属する同法第5条、第116条若しくは第116条の2第1項若しくは第2項の被保険者に係る国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報

エ 当該助成の対象となる小児に係る母子保健法第20条第1項の養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報

オ 当該助成の対象となる小児に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付の支給に関する情報

カ 当該助成の対象となる小児に係る大和市心身障害者医療費助成条例第3条の医療費の

助成に関する情報

(2) 大和市小児医療費助成条例第6条の医療証の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務（大和市寡婦（夫）控除のみなし適用に関する規則によるみなし適用を受ける場合を含む。） 次に掲げる情報

ア 当該申請に係る小児に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

イ 当該申請に係る小児に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

ウ 当該申請に係る小児に係る生活保護実施関係情報

エ 当該申請を行う者又は当該者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この条において同じ。）に係る道府県民税又は市町村民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報

オ 当該申請に係る小児に係る国民健康保険法第5条の被保険者の資格に関する情報

カ 当該申請を行う者に係る児童扶養手当法第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報

キ 当該申請を行う者及び当該者の配偶者に係る児童手当法第8条第1項（同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。）の児童手当又は特例給付（同法附則第2条第1項の給付をいう。）の支給に関する情報

ク 当該申請を行う者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

ケ 当該申請に係る小児に係る外国人生活保護措置実施関係情報

コ 当該申請に係る小児に係る大和市心身障害者医療費助成条例第5条の医療証の交付に関する情報

サ 当該申請に係る小児に係る大和市ひとり親家庭等医療費助成条例第6条の医療証の交付に関する情報

(3) 大和市小児医療費助成条例第7条の届出に係る事実についての審査に関する事務（大和市寡婦（夫）控除のみなし適用に関する規則によるみなし適用を受ける場合を含む。）
次に掲げる情報

ア 当該届出に係る小児に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

イ 当該届出に係る小児に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

- ウ 当該届出に係る小児に係る生活保護実施関係情報
 - エ 当該届出を行う者又は当該者の配偶者に係る道府県民税又は市町村民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報
 - オ 当該届出に係る小児に係る国民健康保険法第5条の被保険者の資格に関する情報
 - カ 当該届出を行う者に係る児童扶養手当法第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報
 - キ 当該届出を行う者及び当該者の配偶者に係る児童手当法第8条第1項（同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。）の児童手当又は特例給付（同法附則第2条第1項の給付をいう。）の支給に関する情報
 - ク 当該届出を行う者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
 - ケ 当該届出に係る小児に係る外国人生活保護措置実施関係情報
 - コ 当該届出に係る小児に係る大和市心身障害者医療費助成条例第5条の医療証の交付に関する情報
 - サ 当該届出に係る小児に係る大和市ひとり親家庭等医療費助成条例第6条の医療証の交付に関する情報
- (4) 大和市小児医療費助成条例第9条の助成費の返還に関する事務（大和市寡婦（夫）控除のみなし適用に関する規則によるみなし適用を受ける場合を含む。） 次に掲げる情報
- ア 当該助成を受けた小児に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
 - イ 当該助成を受けた小児に係る生活保護実施関係情報
 - ウ 当該助成を受けた小児に係る国民健康保険法第5条の被保険者の資格に関する情報
 - エ 当該助成を受けた小児又は当該小児と同一の国民健康保険法による世帯に属する同法第5条、第116条若しくは第116条の2第1項若しくは第2項の被保険者に係る国民健康保険法第44条第1項の一部負担金に係る措置に関する情報
 - オ 当該助成を受けた小児又は当該小児と同一の国民健康保険法による世帯に属する同法第5条、第116条若しくは第116条の2第1項若しくは第2項の被保険者に係る国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報
 - カ 当該助成を受けた小児に係る母子保健法第20条第1項の養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報
 - キ 当該助成を受けた小児に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付の支給に関する情報

ク 当該助成を受けた小児に係る外国人生活保護措置実施関係情報

ケ 当該助成を受けた小児に係る大和市心身障害者医療費助成条例第3条の医療費の助成に関する情報

コ 当該助成を受けた小児に係る大和市ひとり親家庭等医療費助成条例第5条の医療費の助成に関する情報

第37条第5号中「審査」の次に「又は助産の実施の解除」を加え、同号ア中「当該申込みを行う者」を「大和市寡婦（夫）控除のみなし適用に関する規則によるみなし適用の対象となる児童福祉法第22条第1項の助産施設における助産の実施に係る妊産婦（以下この条において「みなし適用助産妊産婦」という。）」に改め、同号イからカまでの規定中「当該申込みを行う者」を「みなし適用助産妊産婦」に改め、同号キ中「当該申込みを行う者」を「みなし適用助産妊産婦」に、「当該者」を「当該みなし適用助産妊産婦」に改め、同条第6号中「審査」の次に「又は母子保護の実施の解除」を加え、同号ア中「当該申込みを行う者」を「大和市寡婦（夫）控除のみなし適用に関する規則によるみなし適用の対象となる児童福祉法第23条第1項の母子生活支援施設における保護を受ける児童（以下この条において「みなし適用保護児童」という。）の保護者」に改め、同号イからカまでの規定中「当該申込みを行う者」を「みなし適用保護児童の保護者」に改め、同号キ中「当該申込みを行う者」を「みなし適用保護児童の保護者」に、「当該者」を「当該保護者」に改め、同条第8号ア中「大和市寡婦（夫）控除のみなし適用に関する規則によるみなし適用の対象となる児童福祉法第22条第1項の助産施設における助産の実施に係る妊産婦（以下この号において「」、「」という。）」及び「同規則によるみなし適用の対象となる同法第23条第1項の母子生活支援施設における保護を受ける児童（以下この号において「」を削り、「同法第56条第2項」を「児童福祉法第56条第2項」に改め、同条第10号キ中「第35条第1号」を「第35条第1号の3、第1号の4、第2号の2及び第5号の5」に改め、同条第12号を次のように改める。

(12) 削除

第38条中「関する事務」の次に「（大和市寡婦（夫）控除のみなし適用に関する規則によるみなし適用を受ける場合を含む。）」を加え、同条第7号中「支払い」を「支払」に改める。

第41条中「学校保健安全法第24条の援助の対象となる者の認定に関する」を「次の各号に掲げる」に、「次に掲げる」を「当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める」に改め、同条各号を次のように改める。

(1) 学校保健安全法第24条の援助の対象となる者の認定に関する事務

ア 児童又は生徒に係る生活保護実施関係情報

イ 児童又は生徒に係る外国人生活保護措置実施関係情報

(2) 学校保健安全法第24条の医療に要する費用の支給に関する事務

ア 児童又は生徒に係る生活保護実施関係情報

イ 児童又は生徒に係る外国人生活保護措置実施関係情報

第45条第1号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第1項又は第3項の支援給付」を「中国残留邦人等支援法第14条第1項若しくは第3項の支援給付若しくは中国残留邦人等支援法第15条第1項の配偶者支援金」に改め、「実施」の次に「、平成19年改正法附則第4条第1項の支援給付の支給の実施又は平成25年改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた旧法第14条第1項の支援給付、平成25年改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた旧法第14条第3項の支援給付、平成25年改正法附則第2条第3項の支援給付若しくは平成25年改正法附則第3条第1項の配偶者支援金の支給の実施」を加え、「同条第1項若しくは第3項の支援給付」を「当該支援給付若しくは当該配偶者支援金」に、「同法」を「中国残留邦人等支援法」に、「（第15条第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」を「及び平成25年改正法附則第2条第1項若しくは第2項の規定によりなお従前の例によることとされた旧法第14条第4項」に改め、同条第2号から第4号までの規定中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等支援法第14条第4項又は平成25年改正法附則第2条第1項若しくは第2項の規定によりなお従前の例によることとされた旧法」に改め、同条第5号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項」を「中国残留邦人等支援法第14条第4項又は平成25年改正法附則第2条第1項若しくは第2項の規定によりなお従前の例によることとされた旧法第14条第4項」に改め、同号イ中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第1項若しくは第3項の支援給付の支給を受けている者又は支給を受けていた者」を「当該徴収の対象者」に、「同条第4項」を「中国残留邦人等支援法第14条第4項及び平成25年改正法附則第2条第1項若しくは第2項の規定によりなお従前の例によることとされた旧法第14条第4項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第11条の改正規定（第11条第3号イ中「（昭和39年法律第134号）」を削る改正規定を除く。）、第18条第9号の改正規定、第18条の次に次の1条を加える改正規定、第22条の改正規定、第32条第2号の改正規定、同条第3号に次のように加える改正規定（エの2に係る部分に限る。）、同条第4号から第8号までの改正規定、同条第10号に次のように加える改正規定（ウの2に係る部分に限る。）、同条第11号に次のように加える改正規定（エの2に係る部分に限る。）及び同条第17号から21号までの改正規定並びに第35条第1号の次に次の3号を加える改正規定（第1号の3カの2及び第1号の4カの2に係る部分に限る。）、同条第2号カの次に次のように加える改正規定及び同条第5号の次に次の4号を加える改正規定（第5号の5カの2に係る部分に限る。） 大和市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例（平成28年大和市条例第14号）附則第2号に掲げる規定の施行の日
- (2) 第6条の次に次の4条を加える改正規定（第6条の2及び第6条の3に係る部分に限る。）、第7条中「（平成27年大和市規則第39号）」を削る改正規定、第26条第1号に次のように加える改正規定、同条第2号に次のように加える改正規定及び同条第3号に次のように加える改正規定（ケに係る部分に限る。）、第27条第8号に次のように加える改正規定（ウに係る部分に限る。）並びに第36条の次に次の5条を加える改正規定（第36条の3（同条第1号オの2、同条第2号オの2及び同条第3号オの2に係る部分を除く。）及び第36条の4（同条第1号オ及びカ、同条第2号ケ及びコ並びに同条第3号ク及びケに係る部分を除く。）に係る部分に限る。） 大和市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例附則第3号に掲げる規定（別表第2の28の項に次のように加える改正規定（「国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報であって規則で定めるもの」に係る部分に限る。）を除く。）の施行の日
- (3) 第36条の次に次の5条を加える改正規定（第36条の3第1号オの2、同条第2号オの2及び同条第3号オの2に係る部分に限る。） 大和市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例附則第3号に掲げる規定（別表第2の28の項に次のように加える改正規定（「国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報であって規則で定めるもの」に係る部分に限る。）に限る。）の施行の日
- (4) 第6条の次に次の4条を加える改正規定（第6条の4及び第6条の5に係る部分に限る。）、第9条第4号の次に次の2号を加える改正規定（第4号の2コ及び第4号の3コ

に係る部分に限る。)、第27条第8号に次のように加える改正規定(ウに係る部分を除く。)、第35条の次に次の1条を加える改正規定(第35条の2第1号サ、同条第2号サ、同条第3号サ及び同条第4号サに係る部分に限る。)及び第36条の次に次の5条を加える改正規定(第36条の2、第36条の4第1号オ及びカ、同条第2号ケ及びコ並びに同条第3号ク及びケ、第36条の5並びに第36条の6に係る部分に限る。) 大和市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例附則第4号に掲げる規定の施行の日